

八千代市入札契約適正化委員会
令和 6 年度第 1 回定例会議 議事概要

日 時 令和 6 年 7 月 3 1 日（水） 午後 2 時から
場 所 八千代市役所 旧館 4 階第 2 委員会室

出席委員 高橋委員長，菊川委員，霞委員
事務局職員 財務部次長，契約課長，契約課職員 3 名，
経営企画課長，経営企画課職員 2 名
担当課職員 事業担当課職員 1 4 名

議題

1 入札及び契約手続の運用状況の報告について

事務局から令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告があった。

2 抽出案件の調査審議について

財務部契約課及び上下水道局経営企画課において令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に契約した案件の中から合計 6 件を抽出し，審議を行った。

(1) 抽出事案 1 「八千代市立高津南保育園旧園舎解体等工事」

【主な質問・意見等】

○ 落札業者は，事前の資料では推定資格該当業者になっていなかったが，その理由は？

資料は，名簿登載時の過去 2 ～ 3 年分の実績で表示しているが，実際の参加資格要件は過去 1 0 年以内の実績を要件としているため，落札業者は 2 ～ 3 年の落札実績がなかったため推定資格業者になっていなかった。
落札後の事後審査資料において，実績があることを確認した。

今回の解体工事は，比較的新しくできた工種であるため，解体工事としての実績は少ない状況となっている。

○ 解体工事は新しい工種ということだが，解体工事が急に発生するとは思えないが，違う工種に解体工事があったと理解すればよいのか？

解体工事は，平成 2 8 年に新設され，以前はとび・土工工事に解体工事が含まれていた。令和元年 5 月までは，経過措置として，とび・土工工事でも実施可能であったため，解体工事の実績は，まだ少ない状況となっている。

- 令和３年度に解体工事の実績があるにもかかわらず、名簿の完成工事高がゼロとなっている事業者があるが、その理由は。

名簿は２年に１度更新があり、この案件は令和４年度の名簿に掲載するため、業者は直近の経営事項審査を提出している。そのため、少し古いデータとなっている。

ただし、経営事項審査の完成工事高がゼロであっても、本市が発注した工事は実績が把握できるため、実績ありとしている。

(2) 抽出事案２「橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託」

【主な質問・意見等】

- 落札金額と最低制限価格が同額であるが、なぜ同額になるのか。

最低制限価格は算定式を公表しており、予定価格を算出できれば、推測可能である。予定価格については、非公表としているが、金抜き設計書を公表しており、見積単価についても回答しているため、予定価格の推測が可能であったためだと思われる。

- 推測可能であれば、全者同じ価格で入札してくるのではないのか。人件費とか一般管理費などの経費は、業者のさじ加減によるものなのか？

価格の違いは、設計書の単価以外の計算方法によって違いが出てくると認識している。今回の設計は、補助事業分と単独事業分の２つあり、他の委託案件を開示請求するなどし、落札業者は我々の計算方法を学習している。単価は同じだが、その経費の取り扱いが違うものであると認識している。

- 検査調書の意見において仕様書のと通りの出来という記載があるが、質的な評価を含めての意味合いか？

仕様書の作業内容が網羅されていることから、仕様書のとおりという表現をしており、補修方法の提案といった構造的なものも含めて品質として評価している。

- 最低制限価格という低価格であっても問題なく仕様を満たすことができるのか？

求める品質のものができると認識している。

(3) 抽出事案３「八千代市包括施設管理業務委託」

【主な質問・意見等】

- 評価者の資格要件はどうなっているか。

評価者である委員は、市のガイドラインで、委員長は事業担当課が所属する部局の次長相当職以上のものとしていることから財務部次長を選定している。他の委員については、公共施設等総合管理計画の上位計画を所管している企画経営課長、包括施設管理業務委託の事業担当課長である資

産管理課長，施設点検の基本として位置付けられている建築基準法上の12条点検について建築基準法の考え方や専門的知識を有する建築指導課長，小中義務教育学校という主要な施設の所管課である教育総務課長を選定した。

- 選定業者は，実施体制及び工程が満点であるが，非選定業者と比べてどこが優れていたのか？

選定業者は，最終的には前回と同じ業者になってしまったが，これまでの実績や，連絡体制など，本市で展開してきた事業実績に基づく提案内容となっていることもあり，結果的に評価が高くなったと感じている。

- 実績が事実上の参入障壁になっているのではないか。リスクを考えると，新規業者ではない方がいいのかもしれないが，実績以外の要素で信用ができるということであれば，実績を重視しないほうが良いのではないか。

今回の評価基準において，新規サービスの提案等の配点比重を重くするなどの工夫をしたものの，実績があれば有利という部分については指摘のとおりである。今後，検討をして参りたい。

(4) 抽出事案4「八千代市指定ごみ袋及びボランティア袋の製作(単価契約)」

【主な質問・意見等】

- 予定価格と乖離している理由は。

乖離した理由としては，原油価格等に比例するナフサ価格，円安，世界情勢など，見積りを予算化する時のタイミングと，また入札の時のタイミング等，数ヶ月ずれることによって，価格が読みづらいところがあり，そういったところが要因と認識している。

- ナフサ価格によって仕入れ価格が変動するということだが，今回の予定価格の根拠は過去の実績か？

予算の要求時に，過去に実績のある複数業者から見積りを徴取し，一番安いところを採用している。

- 実際の入札金額との差異は，業者の自助努力ということか？

自助努力もあると思うが，ナフサの価格が四半期ごとにかなり増減しているため，業者も見通しに苦労していると認識している。

- 4期にわたって納入するとのことだが，ナフサ価格の変動に影響されないのか？

ナフサ価格が著しく値上がりしたときには，協議を行い内容が認められれば増額することがある。

(5) 抽出事案 5 「除却処分水道メータ売却（その 2）」

【主な質問・意見等】

- 落札率が 290.9% で最も高額だった(株)日金が落札した理由について。
本案件は、除却された水道メータの売払いをするもので、一番高い金額で買い取る業者を入札で決定する。よって、予定価格に対して 290.9% の金額で入札した(株)日金が最も高額であったため、この業者が落札している。
- 予定価格の算定方法について。
事前に 4 者から参考見積を徴取し、予定価格を設定している。見積は今回入札に参加した業者から徴取している。
- 予定価格については徴取した見積金額の中で控え目な数字を取ったのか高めの数字を取ったのかどちらか。
安全性を考慮して、2 番目に高い見積金額を予定価格として採用している。
- 業者は水道メータをどのような用途で買い受ける予定なのか。
業者によって用途は違うかもしれないが、基本的には材料価格が高騰しているので材料、素材として使う場合と、水道メータそのものを再利用する業者も見られる。
- 金属として使ったりメータとして使ったりとのことだが、除却する水道メータの中には機能しない、故障している等そういうものもあるのか。
水道メータ自体は計量法で 8 年以内の交換が義務付けられている。売却したメータをそのまま使うことはできないが、その中の金属部分以外のを全部交換して再度使うことはある。この場合、新規製品と同じ取扱いとなるので、再利用ということで補修して使っている市町村もある。ただ、それを製品として売るということは聞いたことがない。
- 予定価格の設定で、安全性を考慮して 2 番目に高い金額を採用しているとのことだが、それはマニュアル化されているのか、それとも過去の経験からの設定になっているのか。
マニュアル化は特にしていない。参考見積の中で価格のばらつきがあるので、見積金額が一番上と一番下というのはなるべく採用しないようにしている。

(6) 抽出事案 6 「八千代 1 号幹線浸水対策管渠布設（オープンシールド工法上・下流部）工事に伴う舗装本復旧工事」

【主な質問・意見等】

- 1 者のみの入札であった理由についてどのようにお考えか。
発注時期が年度の後半になってしまったので、手持ち工事の状況により

技術者が配置できなかったのではないかと推察している。また、下水道工事に対する需要が落ちていることも 1 つの原因ではないかと考えている。

○ 入札の時期によっては 2 者以上の入札もありえたということか。

もちろん技術者がまだいる時期であれば参加者も増えたと思われる。

○ 工期を延長した理由は。

当初は U 字溝のみの布設の工事を予定していた。「八千代 1 号幹線浸水対策事業」という道路下に大きな管路を入れる工事を行っており、そこに対してつなぎ込みをするための U 字溝を入れる工事で、台風時期の前に終わらせておきたいため、設計をした。

その後、この工事に伴って 5 年程度ずっと仮舗装のままだった道路の本復旧ができる見通しがたったので、それを合わせて工事費を増額し、工期を延長した。

○ 変更契約において、舗装本復旧を追加したとのことだが、本復旧分について、別途入札することは考えなかったのか。変更契約がよいと判断したその根拠はどういう理由か。

単体で舗装工事だけとして発注した場合と、今回の工事に追加をして出した場合の増額分で計算したところ、500 万円程度安くなるため、変更契約とすることとした。

○ インフレスライドについて協議があったということだが、具体的にどのような内容だったのか。

インフレスライドは、この工事の中で材料費等が上がってしまった場合に工事担当課が、インフレスライドを受け付ける意思表示をした上で、業者から申し出があった場合、もうすでに購入しているもの以外のものに関して、上がった分について増額するものである。今回は 50 万円程度の増額分となっており、材料費の調達等をする上での高騰分がそのまま添加された形となっている。

3 その他

次回開催日については、令和 6 年 12 月から令和 7 年 1 月頃で調整する。

抽出案件については、財務部契約課 4 件、上下水道局経営企画課 2 件の合計 6 件とする。抽出委員は高橋委員長にお願いする。

以上のとおり決定した。